



川内労働基準監督署発表  
令和6年9月13日(金)

川内労働基準監督署  
薩摩川内市若葉町4-24  
川内合同庁舎4階  
署長 二石 和伸  
監督課長 高橋 彩花  
電話 0996-22-3225

報道関係者 各位

### 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～石綿に係る事前調査未実施の疑い～

川内労働基準監督署（署長 二石 和伸）は、本日（令和6年9月13日）、大塚商会の代表者を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁川内支部に書類送検しました。

#### 【事件の概要】

鹿児島県出水市の建築物改修工事において、あらかじめ、石綿の使用の有無について調査を行ってから工事を行うべきところ、石綿の使用の有無について調査を行うことなく、令和6年5月16日から同年5月24日までの間、当該建築物の改修の作業を行わせた疑い。なお、本件捜査の中で、当該建物に石綿含有建材が使用されていることが判明した。

#### 1 被疑者

大塚商会の代表者A（個人事業主）  
所在地：福岡県福岡市南区  
事業内容：建設業

#### 2 違反条文

労働安全衛生法違反  
同法第22条第1号  
石綿障害予防規則第3条第1項（事前調査及び分析調査）  
同法第119条第1号（罰則：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

### 3 参考事項

- (1) 石綿は、その粉じんを吸入することにより、肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こす恐れがあります。現在では石綿含有製品の製造等は禁止されていますが、過去には建材として建築物に使用されており、建築物の解体・改修等の工事における石綿ばく露が懸念されることから、平成 17 年に石綿障害防止規則が制定され、その後も法改正により石綿ばく露等の防止対策の充実が図られています。石綿障害予防規則の中で、建築物の解体等の作業を行うに当たっては、建築物に石綿の使用がないか設計図書等の書面及び目視により調査をするよう定められており、書面及び目視等で明らかとならなかったときは、分析調査をし、その結果を記録するよう定められています。
- (2) 事前調査を実施し、石綿の含有があると判断された場合は現場の石綿の状況に応じて、密閉しての作業や、現場の湿潤化、防塵マスクの着用、排気装置の設置、有資格者の配置等必要な措置を講じなければなりません。また、作業記録の保存や特殊健康診断の実施も義務付けられています。
- (3) 令和 4 年度における全国での石綿による肺がん、中皮腫、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚の労災請求件数は 1,304 件、支給決定は 1,170 件となっています。
- (4) 本件のように、石綿の使用の有無について事前に調査を行わずに当該建築物の改修作業を行うと、当該労働者が石綿にばく露する可能性等を完全に否定できない状況であるものの、労働者が石綿作業に従事したことを明らかにすることが難しくなるため、適正な作業に係る行政指導が困難となります。また、もしも労働者らが石綿による疾患に罹患し、労災請求を行ったとしても、迅速適正な給付が困難となる可能性もあります。したがって、労働基準監督署としては、厳しく追及することとしています。

<参考>

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

**第二十二条** 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

**第二十七条** 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（以下略）

（罰則）

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 ……、第二十条から第二十五条まで、……

（以下略）

○ 石綿障害予防規則（平成一七年厚生労働省令第二一号）（抄）

（事前調査及び分析調査）

**第三条** 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。

（以下略）